

諸外国における特許権に係る通常実施権の登録制度について

	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	中国	韓国	日本
通常実施権の登録制度	あり (審査基準)	なし	あり (知的所有権法)	あり (特許法)	あり (専利法施行規則)	あり (特許法第118条)	あり (特許法)
登録事項	特許番号又は出願番号 ライセンサー名 ライセンシー名 付与の内容(ライセンス) 締結日 (審査基準)	—	特許番号又は出願番号 ライセンサー名・住所 ライセンシー名・住所 ライセンスの範囲(地域、内容) ライセンス期間 他の重要な事項(排他的か否か) (知的所有権規則)	特許番号又は出願番号 ライセンサー名・住所 登録申請者名・住所 ライセンスの詳細 (ライセンス日、全当事者名等) その他(特許代理人名、送達先住所、申請者の連絡先) (特許規則)	特許番号又は出願番号 ライセンサー名 ライセンシー名 ライセンス料(1) 契約履行地および契約履行日 ライセンスの種類 契約の種類	特許番号 ライセンサー名 ライセンシー名 ライセンスの範囲 ライセンス期間 ライセンス料(任意的登録事項)(1)	特許番号 ライセンサー名 ライセンシー名 ライセンスの範囲(地域、期間、内容) ライセンス料(1) (特許登録令第45条1項)
登録事項の公開	全て公開 (特許規則、審査基準)	—	全て公開 (知的所有権規則第613条59)	全て公開 (特許法第32条(5))	< 公開 > 特許番号、契約登録番号 ライセンサー名 ライセンシー名 ライセンスの種類 契約の種類 契約履行地および契約履行日 < 非公開 > ライセンス料 ライセンスの範囲	全て公開	全て公開 (特許法第186条第1項)
出願中の権利に係る通常実施権の登録制度	あり (審査基準)	—	あり (出願公開後にのみ登録可) (知的所有権法)	あり (出願公開後にのみ登録可。出願後公開前は、特許庁に通知を行うことにより、第三者は悪意とみなされる) (特許法)	あり (専利法施行規則)	なし	なし
単独申請の可否 ²	可 (審査基準)	—	可 (知的所有権規則)	可 (特許規則)	原則不可	原則不可	原則不可 (特許登録令第18条)
< 参考 > 通常実施権の対抗要件	なし (ライセンス契約を立証すれば第三者に対抗可) (判例)	なし (ライセンス契約を立証すれば第三者に対抗可) (特許法第15条第3項)	登録又は第三者の悪意 (知的所有権法第613条の9)	登録又は第三者の悪意 (特許法第33条(1), (2))	なし (ライセンス契約を立証すれば第三者に対抗可)	登録 (特許法第118条第1項)	登録 (特許法第99条第1項)

- 1 特許法条約(PLT)では、実施権の登録申請についてライセンス料の記載を求めることは明示的に禁止されていないが、締約国が登録申請を認めるべきとされる方式的要件にライセンス料は含まれていない。シンガポール条約では、実施権の登録申請についてライセンス料の記載を求めることは、明示的に禁止されている。
- 2 単独申請については、特許法条約では、ライセンサー・ライセンシーのいずれによる場合でも認めるべきこととされている。また、商標法条約では、商標権の移転について、契約書の写し(公証されたもの等)を添付した場合には単独申請を認めるべきこととされている。これを受けて、商標登録令において、商標権の移転の登録申請については、モデル国際様式による契約書を添付した場合には、単独申請を認めることとしている。